第1回　佐賀市社会教育委員の会議

次　第

１　開会

２　議事

⑴　佐賀市社会教育関係事業　令和４年度の報告及び令和５年度の計画について【資料１】

⑵　佐賀市社会教育助成事業補助金について【資料２】

⑶　その他

・令和５年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員の推薦について

３　閉会

日時：令和５年５月３０日（火）
１０時～１２時
場所：青少年センター　大会議室

佐賀市教育委員会　社会教育課

【佐賀市社会教育関係事業】令和4年度の報告及び令和5年度の計画について

資料１　令和５年５月３０日
第１回社会教育委員の会議

施策	基本事業	項　目	事業概要	令和4年度の事業計画	令和4年度の実績及び評価	令和5年度の事業計画	課題・問題点等
2　自ら学ぶ生涯学習の推進	1　社会教育施設の整備と活用	公民館等管理運営事業	公民館及び農村環境改善センターの円滑かつ効率的な運営のため、適切な維持管理を行う。	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・空調工事（金立、春日） ・空調設計（高木瀬）	○実績 修繕及び清掃・保守点検等を実施した。 ○評価 緊急度の高いものは随時修繕等を実施、大規模な案件は計画的な改修を実施し、施設の適正な管理ができた。 ・空調工事（金立、春日） ・空調設計（高木瀬）	老朽化に伴う修繕について、緊急度の高いものから順次対応する。 空調等の規模が大きい案件については、計画的な改修を実施する。 ・高木瀬（空調工事、可動間仕切り改修） ・本庄（空調設計） ・南川副（外壁改修）	市町村合併後に建設した公民館についても、設備等の改修時期を迎えており、改修のための財源確保が課題である。
		公民館等の整備事業	第二次佐賀市公民館等施設整備計画に基づき、社会教育や地域活動の拠点である公民館を計画的に整備する。	・川上公民館：建築工事 ・西川副公民館：造成工事、建築設計 ・東与賀公民館：改修設計 ・諸富町公民館：用地取得、建築設計	○実績 ・東与賀公民館は、改修方針や設計を決定するために必要な基礎調査を実施した。 ・他の公民館については、事業計画に基づき工事や設計等を実施した。 ○評価 ・概ね計画どおりに実施できた。	・川上公民館：外構工事、供用開始、解体工事 ・西川副公民館：建築工事 ・東与賀公民館：改修設計 ・諸富町公民館：旧諸富交番解体工事、現公民館減築設計	・建設事業を複数同時進行で行っているため、工程管理をしっかり行う。 ・整備財源の確保
		星空学習館管理運営事業	星空学習館の円滑かつ効率的な運営を図るとともに、天体観測ドームを活用し、市民が天体に親しむ場を提供する。	・学校と連携するなど、子どもたちの天文や科学ついての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。	○実績 ・利用者数(304日)15,898人（前年13,951人） ・一般観望会65件、1,133人(前年40件、652人） ・学校授業支援17校、1,437人(前年3件、125人） ・団体対応9件、207人(前年9件、227人） ・天文・科学の教室36件、375人(前年35件、384人） ○評価 年度後半はコロナ禍の影響も減少し、従前の事業実施ができた。	・全小学校児童の保護者へイベント等の案内をさがんメールを利用して発信し、子どもたちの天文や科学ついての学習機会の創出を図る。 ・出前、出張講座などのアウトリーチの充実。	・出前教室の認知度が上昇し、依頼日時が重なると断らないといけないことがある。 ・星空学習館を利用してもらい、より多くの子どもたちに天文や科学について、興味・関心を持ってもらう。
		金立教育キャンプ場管理運営事業	金立教育キャンプ場の円滑かつ効率的な運営を図る。	過去2年、新型コロナウイルス感染症のため利用者が減少している中、金立教育キャンプ場の「少年を自然に親しませ、その健全育成を図る」という設置目的にそって、親子によるキャンプ体験を実施する。	○実績 ・利用者数（298日） 11,191人（前年比：101%、青少年団体利用率：53.9%） 主な利用目的：キャンプ53%、登山40% ・親子キャンプ体験（10/15～10/16） 10組、満足度　100% ・高所等の支障枝の伐採、剪定を実施 ○評価 ・利用者アンケート調査　368人 （4/29～5/8、7/21～8/31） 利用者満足度　98% 利用した理由としては、「環境ロケーションがいい」「利用料が無料である」との意見が最も多い。 キャンプ場管理人による親切丁寧な対応、指導等により、キャンプ初心者の満足度も高い。	・適宜、施設の補修を行い、適切な管理を実施する。 ・利用者満足度の維持・向上を図る。 ・親子キャンプ体験や各種広報を行い、子ども及び青少年健全育成を目的とした団体への利用促進を図る。	・施設の老朽化 ・多目的広場へのトイレ設置の要望が多い。
		自治公民館建設補助事業	自治公民館の建設等に対して補助金を交付することにより、地域社会における社会教育の振興を図る。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 令和3年度8月までに計画書提出済自治会数：7件	○実績 前年度までに計画書の提出があった6件に補助金を交付した。（辞退1件） ○評価 希望自治会に対し、補助金交付規則に基づきスムーズに補助を行うことができた。	提出済みの計画書をもとに、希望自治会に対してスムーズな補助金の交付を行う。 令和4年度8月までに計画書提出済自治会数：3件	より自治会のニーズにあった、補助金の採択要件の検討（制度運用の見直し及び制度改正）

施策	基本事業	項　目	事業概要	令和4年度の事業計画	令和4年度の実績及び評価	令和5年度の事業計画	課題・問題点等
2　自ら学ぶ生涯学習の推進	2　公民館の機能の向上	各種講座・事業の実施	地域社会における学習拠点として、地域の実情や課題に応じた講座等の開催及びサークル活動等の利用の促進を図る。	・第4次教育振興基本計画に定めているとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・オンラインを活用した講座の推進、講座の共有化 ・各課の事業との連携推進 ・アウトリーチ型事業の推進 ・予約システム導入による利用の促進 ※新型コロナウイルス感染症防止に努めながら、事業を実施する。	○実績 ・オンラインを活用した講座推進、講座の共有化：5館 ・各課の事業との連携推進 　32館すべてが各課との連携事業あり（うち3課以上との連携18館） ・アウトリーチ型事業は、コロナ感染症拡大防止のため推奨なし ・令和4年4月導入の予約システムにより、新規利用を促進 ・デジタル推進のための講座の実施 　スマホ講座：23館、パソコン講座：7館 ○評価 　コロナ感染症拡大防止のため、事業自体は縮小傾向であったが、今後に向けて、デジタルの推進やオンライン活用の取り組みを行い、一定の成果はあった。	・第4次教育振興基本計画に定めているとおり、緊急性や住民の関心度が高いテーマや地域住民を取り巻く環境の変化に応じた各種講座・事業を重点的に推進する。 ・デジタル推進の講座の実施 ・各課の事業との連携推進 ・地域づくり、人づくり、つながりづくりへの支援 ・予約システムによる新規利用の促進	・新規利用者の拡大 ・地域の担い手育成 ・住民への広報手段
		公民館職員の研修事業	公民館の職員の研修を実施し、職員としての意識の向上、また、学習事業や活動コーディネートのための技術向上を図る。	【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営（講座企画、広報等） 　（全体研修及び館におけるOJT研修） ・市の各部署が推進している施策（多文化共生、男女協働参画等）や緊急対応すべき事項（防災等） ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション ・実務研修（文書、財務） 【外部研修】 ・県内）県生涯学習センター（アバンセ）生涯学習関係職員実践講座（6回） ・県外）公民館専門講座、九州公民館研究大会 ※県外は新型コロナウイルス感染症の状況をみながら決定	○実績 【内部研修】 ・市の施策（防災、地域づくり、男女参画）に関する研修 ・公民館運営に（講座運営、貸館判断）関する研修 ・コンプライアンス研修 ・文書、財務、予約システムに関する実務研修 ・オンライン講座開催に関する研修 【外部研修】 ・県生涯学習センター（アバンセ）及び県公連主催の研修に職員を派遣した。（全8回、143名） ・公民館職員専門講座、全国公民館セミナー、九州地区公民館研究大会（オンライン参加） ○評価 　市の施策や公民館運営に関すること、また、公民館に関する外部研修に参加し、公民館職員としての知識と意欲向上を図ることができた。	【公民館長研修、公民館職員研修】 ・公民館運営（講座企画、広報等） 　（全体研修及び館におけるOJT研修） ・市の各部署が推進している施策に関する研修 ・オンライン講座開催に関する研修 ・コンプライアンス、コミュニケーション ・実務研修（文書、財務） 【外部研修】 ・県内）県生涯学習センター（アバンセ）生涯学習関係職員実践講座（6回）、県公連主催研修（2回） ・県外）公民館専門講座、九州公民館研究大会	館長を含め3～4名という運営体制の中で、円滑な公民館運営を進めつつ、研修を実施し、外部研修への参加を推奨する必要がある。
		公民館事業の評価制度	公民館が果たすべき4つの役割・機能を高めるためのガイドラインである公民館の指針を活用し、公民館の運営及び事業の評価を行いながら各種公民館事業の充実を図る。	前年度と同様に、運営評価・事業評価を実施し、PDCAサイクルによる適切な事業実施が図られているかどうかのチェックを行う。	○実績 各公民館にヒアリングを実施し、運営評価・事業評価内容を集計するとともに、改善点と次年度以降の取組に活かしていくための助言等を行った。また、運営及び事業評価に対する意識統一を図るために館長へ説明を行った。 ○評価 各館に対し、事業評価についての意識統一や評価内容を今後の取組へ活かしていくことの理解を進めた。	各公民館へのヒアリングの実施し、運営評価・事業評価の自己評価の平準化を図るともに、PDCAサイクルによる適切な事業実施が図られているかどうかのチェックを行う。	運営評価・事業評価に対する意識統一、自己評価の平準化、今後の取組への活用
4　家庭・地域・企業等の教育力の向上	1　子どもへのまなざし運動の推進	【R3・R4重点事業】 子どもへのまなざし運動	子どもへのまなざし運動を、家庭・地域・企業等・学校等が一体となって取り組めるよう、広く市民へ周知・啓発を図るとともに、それぞれの場における具体的な取組を推進し、市民総参加の運動として展開する。令和4年度で15年を迎えた。	【広める事業】 ・市報さがへの4コマ漫画掲載 ＜家庭＞ ・家庭教育力を向上させる取り組み 「家庭教育講座」の活用等 ＜地域＞ ・まなざし運動啓発グッズの活用 　地域の団体等へ「ベスト」「帽子」「のぼり旗」「まなざし手袋」の支給 ＜企業等＞ ・各種イベント等への企業参加呼びかけ ・PRグッズについての活用促進（ベスト、のぼり旗等） 【紹介する事業】 ・市報やHP等を活用した「子どもへのまなざし運動推進専門官」の取材活動 ・「実践事例発表」、「シンポジウム」等の開催 　まなざし運動推進大会の中で開催 【ほめる事業】 ・「まなざしキラリ賞」の表彰 　まなざし運動推進大会で表彰式を開催 ⇒子どもへのまなざし運動の市民認知度の向上 　（令和4年度：目標47.5%）	○実績 ・子どもの権利条約と子どもへのまなざし運動案内リーフレット作成・配布 ・少年育成委員の名称・役割変更「少年育成委員（まなざし育成委員）」 ・インターンシップ受け入れ ・佐賀大学漫画研究会と共同で毎月1日号市報さがへの啓発漫画掲載（10/1～3/1） ・「児童虐待防止月間」民生委員・児童委員の協力によるまなざし運動リーフレット配布 ・「企業感謝の日」開催（佐賀青年会議所と共催） ・佐賀新聞「一問十考」に記事掲載（坂井市長×S.S.F.谷口代表対談） ・PTA「親子ふれあいデー」メールにつながるさがしURL掲載（毎月1日） ・西九州大学まなざし講義 ・佐賀清和高等学校『未来の大人応援プロジェクト』～アルタをジャック～ ・事業連携協定（見守りサービス・まなざしDX） ・15周年記念講演会「子ども・子育て応援講演会」 ・バスセンターで毎週水曜日（8時～9時）に、まなざしアーチ放送 ・まなざし放送局（えびすFM） ・各校区、地区青少健を通じ、地域支援物品（のぼり旗、ベスト、帽子、まなざし手袋）を配布 ・「子どもへのまなざし運動推進専門官」による取材記事「つながるさがし」掲載 ・2月「子どもへのまなざし運動推進大会」開催（キラリ賞表彰式） ○評価 　これまでの活動に加えて、子どもへのまなざし運動15周年の企画として、4つの場ぞれぞれにおいて、より連携を強化するための共同イベントなどの取り組みを行った。また、3年ぶりに子どもへのまなざし運動推進大会を開催し、まなざしキラリ賞表彰式や実践事例発表を行い、子どもへのまなざし運動の取り組みについて、直接市民に発信することができた。	【令和5年度に重点的に取り組む事業】 ①運動の内容を伝える取り組み（出前講座の拡充） ②企業等への実践活動を促すための取り組み（登録企業の拡充） ③デジタル見守り活動の充実（ICT活用、SNS空間） ◆認知度を高め、関心を持ってもらうための取り組み 1 子どもへのまなざし運動の啓発・PR活動 ・テーマソング（まなざしアーチ）・シンボルマークの活用 ・まなざしアーチダンスの制作・活用 ・こども110番の家の取り組み（防犯協会との協働 2 子どもへのまなざし運動の内容を伝える取り組み ・出前講座の強化 ・大学との連携強化（西九州大学、佐賀女子短期大学） ・まなざし放送局 ・コミュニティサイト（つながるさがし） ・運動実践事例発表（推進大会） ◆運動に共感し、実践に繋げてもらうための取り組み 1 家庭の役割を支援する取り組み ・家庭教育講座の開催 ・子育て応援情報配信事業（PTA共催） ・共育応援モデル事業 2 企業等への実践活動を促すための取り組み ・まなざし運動参加企業数の拡充 ・まなざしキラリ賞（企業部門の表彰） ・参加企業への周知案内（まなざし休暇取得促進） ・3 学校と地域等、連携強化を図る取り組み ・地域学校協働活動の推進 ・ICTを活用した見守りサービス ・SNS空間での見守り活動（Instagram）	【16年目の取り組み】 ・大人の行動指針の内容見直し（5年毎） ・各団体向け出前講座等、対面での周知啓発活動 【従来の取り組み】 ・子どもへのまなざし運動の市民認知度の向上 ・まなざし運動啓発グッズの活用

施策	基本事業	項　目	事業概要	令和4年度の事業計画	令和4年度の実績及び評価	令和5年度の事業計画	課題・問題点等
4　家庭・地域・企業等の教育力の向上	2　地域と学校の協働活動の推進	地域学校協働活動推進事業	コミュニティ・スクールの設置校又は検討を含む設置予定校を対象に地域学校協働活動推進員を配置し、地域と学校との連携・協働による学校教育にかかる協働活動を支援する。	・地域学校協働活動推進員間の情報共有、地域学校協働本部の立ち上げ支援 ・令和5年度に向けた実施校区の調整（目標：2校区増）	〇実績 ・5校区（北川副、富士、若楠、松梅、大詫間）の地域学校協働本部に業務委託し、事業を実施した。（1校区増） ・地域学校協働活動推進員（7校区、8名）を委嘱し、配置した。（3名増） ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーターの合同会議を開催（年2回）し、情報交換、課題抽出等を行った。 〇評価 地域学校協働活動推進員を中心に、読書ボランティア等地域ボランティアとの連絡調整、体験学習等の授業支援、登校見守りなど、地域と学校が連携した取組を推進することができた。	・地域学校協働活動推進事業に学校地域連携支援事業を統合する ・地域学校協働活動推進員の配置（8校区、8名） ・地域教育コーディネーターの配置（7校、5名） ・地域学校協働活動推進員と地域教育コーディネーター　の情報共有 ・地域学校協働本部の立ち上げ支援 ・令和6年度に向けた実施校区の調整（目標：2校区増）	・地域教育コーディネーターや地域学校協働活動推進員の人材を探す際の地域からの協力体制の構築 ・地域人材として活動する地域学校協働活動推進員と学校との連携強化
		放課後子ども教室推進事業	週末や放課後に、地域の大人たちが参画して、公民館や学校の空き教室等を活用し、地域の子どもたちが、安全で安心して遊び・学べる居場所づくりを行う地域団体を支援する。	・放課後子ども教室実施校区（嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅）への継続支援 ・地域学校協働活動推進員との連絡調整	〇実績 ・6校区（嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅）の地域子ども教室推進事業実施協議会に業務委託し、事業を実施した。 ・地域学校協働活動推進員（8名）を委嘱し、配置した。 〇評価 コロナ禍の中、全体的に計画どおりの教室開催には至らなかったが、農業など屋外での体験活動や軽スポーツなど体育館での活動など、感染防止対策を講じながら教室を開催した。	・放課後子ども教室実施校区（嘉瀬、新栄、若楠、日新、北川副、松梅）への継続支援	・放課後児童クラブとの連携 ・学校の教職員等との教室内容等の共有
		学校地域連携支援事業	年4校を上限として地域教育コーディネーターを小学校又は中学校に配置する。 （目的） 地域人材を活用した学習支援、学校行事支援、環境整備等の実施調整、交通安全教室、祭り、ボランティア活動等の地域行事との連絡調整など、地域に根付いた教育活動を推進する体制づくりを行い、学校(児童生徒)と地域が連携して行う活動を支援する。	・地域教育コーディネーターを小学校あるいは中学校区単位に配置し、学校と地域をつなぐ活動を行う （配置校：久保泉小、本庄小） （人選等調整中：金泉中、諸富北） ・地域教育コーディネーター配置終了後、地域学校協働活動推進員への移行のための事前説明・調整（久保泉小）	〇実績 ・新規雇用1名を含む3名の地域教育コーディネーターを会計年度任用職員として雇用し、4小学校・1中学校に配置した。 〇評価 ・コーディネーター研修会を毎月開催し、活動事例の報告による情報交換等を実施し、コーディネーターの資質の向上に努めた。 ・令和4年度で配置が終了する久保泉小では、地域学校協働活動推進員への移行を進めるため、事前説明や調整等を行った。	地域学校協働活動推進事業に統合する。	
	3　子ども・若者への支援、問題行動対策の強化	非行防止対策事業	（巡回指導事業） 専任補導員を配置し、市街地の少年が多く集まる場所や大型店舗を中心とした街頭巡回指導を毎日実施するとともに、市内全域に配置する少年育成委員による校区地区ごとの街頭巡回指導を実施し、問題行動の早期発見・早期指導を行い、非行・犯罪を未然に防止する。また、関係機関との連携、青少年に影響を及ぼす有害環境の浄化改善を図る地域環境点検活動や少年育成委員研修を実施する。 （子ども相談事業） いじめ、不登校、友人関係などの問題や心や体の悩みなどを抱える子ども・若者からの電話相談、メール相談、面談相談などに対して専任補導員が適切な指導・助言を行う。	・専任補導員3名による巡回指導（月～金・1日2回） ・少年育成委員127名による月4回の巡回指導 ・小・中学校との連絡会の開催（6月～7月） ・地域環境点検活動（11月）※有害環境の浄化活動 ・少年育成委員研修会（4月、8月、11月） ・専任補導員による子ども電話・メール・面談相談の実施	〇実績 ・専任補導員3名による巡回指導（月～金・1日2回） ・少年育成委員の任期満了（8月）に伴う委嘱時から通称名を「まなざし育成委員」とする。 ・まなざし育成委員127名による月4回の巡回指導 ・学校等との連絡会の開催 　※市内小中学校24会場で52校が参加し開催 ・まなざし育成委員研修会（4月、8月、11月開催） ・専任補導員による子ども電話・メール・面談相談の実施 　〈相談件数〉 　・電話(面接)相談・・・37件 　・メール相談　　・・・ 4件 〇評価 　巡回指導は、グループ巡回、個別巡回、あいさつ活動と、校区・地区の状況に応じた方法で行い、研修会や連絡会などは感染防止対策を講じながら、計画通りに実施できた。 　また、子ども電話・メール（面談）相談については、継続した支援が必要と判断した場合は、適切な相談窓口へ繋ぎ、青少年や保護者からの悩みに対応した。	・専任補導員から「子ども・若者支援専門官」に補職名を変更する。 ・子ども・若者支援専門官による街頭巡回指導を縮小し、インタネット見守り活動に着手する。 ・まなざし育成委員127名による月4回の見守り活動（うち1回はあいさつ運動も可とする。） ・学校等との連絡会の開催（6月～7月） ・地域環境点検活動（11月）※有害環境の浄化活動 ・まなざし育成委員研修会（6月、10月） ・子ども・若者支援専門官による子ども電話・メール・面談相談の実施	・まなざし育成委員の人選が大変困難になっている。 ・インターネット見守り活動における子ども・若者支援専門官のスキルアップ
		子ども・若者支援事業	佐賀市に居住するニート、ひきこもり、不登校等などの悩みを抱える子ども・若者（40歳未満）やその家族からの相談に対応するとともに、訪問支援、講座・教室等の開催等の支援を行う。また、対象者がより適切な支援を受けることができるよう、佐賀県警察少年サポートセンター等の関係支援機関と連携を図る。 ※特定非営利活動法人NPOスチューデント・サポート・フェイスに業務委託	・相談受付（来所及び電話） ・訪問支援（アウトリーチ） ・講座、教室等の開催（年12回予定） ・青少年センター相談窓口3者会議の実施	〇実績 〈相談支援件数〉 　・来所相談　　782件 　・電話・メール相談　1530,件 　（オンライン相談は電話に含む） 　・訪問支援　　186件 〈講座、教室等の開催状況〉 　・卓球セミナー　9回 　・ろくろ体験教室　1回 　・その他セミナー　3回 〈進路決定者〉（R4年中の暫定値） 　・進学、転学、学校復帰　14名 　・就職　　19名 　・福祉的就労　　8名 〇評価 コロナ禍以降、対面での相談や訪問支援から、リモートで可能な支援対象者には、インターネットツールを利用した相談支援に代替することも行っている。	・相談受付（来所及び電話） ・訪問支援（アウトリーチ） ・講座、教室等の開催（年12回予定） ・青少年センター相談窓口3者会議の実施	支援対象者が抱える問題の性質上、進学や就職後直ちに支援終了とはならないため支援に時間を要する。一時的な改善の場合もあり、成果が数字で見えづらいが、進学や就業等の進路決定者が一定数出ている。

施策	基本事業	項　目	事業概要	令和4年度の事業計画	令和4年度の実績及び評価	令和5年度の事業計画	課題・問題点等
4　家庭・地域・企業等の教育力の向上	4　子ども・若者育成事業の推進	青少年センター管理運営事業	青少年センターを、青少年教育施策の拠点・青少年の居場所・困難を有する青少年等の支援拠点・青少年関係社会教育団体の活動拠点・青少年の街頭指導及び青少年等からの相談業務などの拠点として運営することにより、青少年教育に係る施策の推進を図る。	・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。 ・来館者50万人突破記念イベントを開催する。 （R4.4末時点471,049人、夏頃到達見込み）	○実績 ・青少年センター利用者数 R4　86,810人（7,234人／月）（357日） R3　80,134人（6,678人／月）（357日） ・来館者50万人突破記念イベントを開催した。（8月23日） ○評価 新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じた対策を講じ、利用者に協力を呼びかけながら安全に運営することができた。	・青少年センターを運営することで、青少年に学習と憩いの場を提供する。 ・施設、設備及び備品等の維持管理を行う。	－
		二十歳のつどい開催事業	改めて成人としての自覚と責任を促すことを目的とし、進学や就職等で佐賀を離れた若者に佐賀のよさを再認識してもらう機会とする。	令和4年4月1日施行の「民法の一部を改正する法律」により成年年齢が18歳に引き下げられた。「佐賀市成人式」については、式典名称を『二十歳のつどい』（読み：はたちのつどい）とし、参加対象年齢は成年年齢引き下げ後も20歳とする。 ・式典名称：二十歳のつどい（読み：はたちのつどい） ・日時：令和5年1月8日（日）14時～（受付13時～）予定 ・会場：旧市町村単位8会場で開催 ・新型コロナウイルス感染症対策の徹底 ・二十歳代表スタッフの人員確保 ・二十歳のつどいにふさわしい式典内容	○実績 【日時】令和5年1月8日（日）14時～（受付13時～） ・式典内容（1.国家演奏2.式辞3.記念品贈呈4.来賓の祝辞5.二十歳代表感謝の言葉） ・各会場二十歳代表スタッフを構成 【場所】旧市町村別8会場開催 （佐賀会場、諸富会場、大和会場、富士会場、三瀬会場、川副会場、東与賀会場、久保田会場） 【記念品】 鶴屋菓子舗の名入れ丸ぼうろ、イラストレーター中村満（326）氏のメッセージカード 【新型コロナウイルス等感染症対策】 ・案内状にQRコードを掲載し、事前参加申込受付 ・マスク着用、手指消毒、検温 ○評価 令和3年度の内容に準じ、新型コロナウイルス感染症対策を取って開催した。二十歳のつどいを起因とする感染者もなく、無事に執り行うことができた。QRコードによる事前参加申し込みを行ったことにより、当日の受付業務の軽減と参加者アンケート回収率向上につながった。 ・アンケート回収率100% まなざし運動の認知度：37.3% 佐賀市が好き：94.9% 統一開催が良い：78.7%	令和5年度は、令和4年度の内容に準じた形式で開催する。ただし、合併から20年周年を迎え、対象者は人生のほとんどを新佐賀市で育っており、物理的にも全対象者が収容可能な施設がオープンしたため、令和6年度以降は、統一会場での開催を検討する。 ・式典名称：二十歳のつどい（読み：はたちのつどい） ・日時：令和6年1月7日（日）14時～（受付13時～）予定 ・会場：旧市町村単位8会場で開催 ・二十歳代表スタッフの人員確保 ・二十歳のつどいにふさわしい式典内容	・二十歳のつどいとして意義のある式典内容とするために、二十歳代表スタッフによる実行委員会の企画へのさらなる参画を促す必要がある。
		久米島町中学生交流事業	沖縄県久米島町と佐賀市の中学生が交流し、異なる双方の歴史や文化、環境に触れることにより、郷土への理解を深める。また、佐賀市出身で沖縄の近代化に大きな業績を残した第11代齋藤用之助の功績に触れ、郷土に誇りを持つ中学生を増やす。	・交流生16名（対象：中学1年生） ・夏の交流：7月29日～7月31日 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 ・冬の交流：12月16日～12月18日 佐賀市：バルーンミュージアム見学、佐賀大学見学、バルーン・嘉瀬川ダム見学等 久米島町の意向、佐賀市・久米島中学生交流事業実行委員会にて判断	○実績 ・令和4年度夏・冬共に事業中止 ・新型コロナウィルス感染症拡大の状況を鑑み、久米島町と協議し参加者の安全・安心確保の観点から、中止と判断した。 ○評価 ・新型コロナウィルス感染症の状況把握と久米島町との調整により、適切な判断を行った。	・交流生16名（対象：中学1年生） ・夏の交流：7月28日～7月30日 久米島町：七嶽神社参拝、ハーリー体験、ハテの浜海浜交流等 ・冬の交流：12月15日～12月17日 佐賀市：バルーンミュージアム見学、佐賀大学見学、バルーン・嘉瀬川ダム見学等	・天候等の状況に応じたプログラム変更
	5　家庭教育への支援の充実	家庭教育講座開催事業	保護者の大半が参加する小中学校の新入学説明会及び幼稚園・保育園（所）の保護者会や小中学校のPTAの会合などへ講師を派遣し家庭教育講座を開催することにより、自らが家庭教育について考えるきっかけとするともに、個々の家庭教育力の向上を図る。	・市内55校の小中学校（附属含む）の新入学説明会等で家庭教育講座を実施。 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣	○実績 ・新入学説明会を活用した家庭教育講座46校（小学校31校・中学校15校、附属含む））、講師派遣事業（新入学説明会以外開催）5校（小学校5校）の講師派遣を決定。うち風雪大雪注意報発表により講座中止となった2校については家庭教育講座資料を配布し家庭教育力の向上を図った。 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座への講師について派遣申請なし。 ○評価 ・家庭教育講座アンケート結果 講座に参加して良かった…94.1% 家庭教育の役割・大切さを認識した…96.3%	・市内55校の小中学校（附属含む）の新入学説明会等で家庭教育講座を実施 ・保育園・幼稚園・PTA等団体が開催する家庭教育講座に講師を派遣	・小中学校との協力、連携 ・多様な保護者のニーズに沿う講座内容の充実を図る ・家庭教育講座開催方法
		【R5新規事業】 子育て応援情報配信事業	発達段階に応じた子育てに関する情報や学習の機会を提供し、子どもとの良好な関係の構築を支援する。	―	―	①子育て応援動画の配信 ・委託先である「さが子どもにやさしいまちづくりセンター」が保有する子育ての具体的なスキルやコツ等を学ぶための動画をYouTubeで配信する。 （テーマ例：朝起きないとき、習い事をやめたいと言われたとき） ・メインターゲットは0～15歳の子を持つ保護者であるが。祖父母や支援者など幅広い年代が興味を持って視聴できるような内容とする。 ・1テーマ約5分程度の動画を毎月5本配信する。 ②解説動画の配信 ・保護者又は子育て支援に関わっている支援者に対して、子育て応援動画の活用方法や効果的な支援の方法などを紹介する動画を配信する。 ・1本あたり30～60分の動画を年度内に2本配信する。 ③講演会（トークライブ）の開催（年1回） ※「さがんメール」や「子育て情報LINE配信サービス」を活用し、周知を図る。	―

施策	基本事業	項　目	事業概要	令和4年度の事業計画	令和4年度の実績及び評価	令和5年度の事業計画	課題・問題点等
4　家庭・地域・企業等の教育力の向上	5　家庭教育への支援の充実	【R5新規事業】 共育応援モデル事業	子育て支援プログラム「なかまほいく」及び「はじめのいっぽ」を実施し、子育て中の保護者同士及び支援者のつながりをつくることによって、育児の孤立化を防ぐとともに、親の育ちを応援する。	―	―	○「なかまほいく」とは、埼玉県のNPO法人新座子育てネットワークが、保育や教育、心理の専門家の視点から、親子の成長・発達の効果や社会的意義を検証しながら構築した子育て事業モデルであり、所定の研修を受講した有資格者が提供できる。 ○誰でも参加できる一般的な子育てサークルと違い、「12組程度の親子、10回程度限定の固定メンバーとすること」、「メンバー間の子どもを預け合う時間を設けていること」などが特徴である。 ○父親の子育てに対する意識の向上を促すために、夫婦で参加できる佐賀市独自のプログラム「はじめのいっぽ」も実施する。 【なかまほいく】 ・参加対象者：0～3歳までの乳幼児とその母親 ・募集定員：12組 ・開催回数：週1回（2時間）×10回（毎週連続開催） 5月から7月に開催 ・実施方法：所定の研修を受講した有資格者が所属しているNPO法人へ委託 【はじめのいっぽ】 ・参加対象者：0歳の子をもつ初産の夫婦 ・募集定員：8組 ・開催回数：週1回（2時間）×4回（毎週連続開催） 8月から9月に開催 ・実施方法：なかまほいくを実施する同NPO法人へ委託	事業評価を行い効果を検証した上で、来年度以降の実施方法等の検討を行うこと。
	6　地域ぐるみでの教育活動の推進	生活体験型学習の実施	子どもの自立性や協調性などの生きる力を育成するとともに、地域の教育力を醸成するため、地域の多くの大人の支援により、子どもが数日間、家庭から離れ公民館等で炊事や部屋の清掃などの基本的な生活体験を行う。	地域の支援団体等の負担感や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴い、これまでの事業の成果を検証し、今後は地域で子どもを育む別の事業へシフトしていくことを検討する。	○実績 ・通学合宿：2館（嘉瀬、若楠） ・夏休み子ども教室：12館 ・観光ボランティアガイド養成講座：2館（循誘、東与賀） ○評価 コロナ感染拡大防止のため、積極的な推奨は出来なかったが、可能な限りの対策を講じながら、地域で子どもを育む事業に取り組むことができた。	地域の支援団体等の負担感や新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化に伴い、また昨年度の取組みも鑑みながら、今後は地域で子どもを育む事業として、通学合宿に限らず、自然体験、農業体験、防災キャンプ、ボランティア体験等も推奨していく。	・地域の支援団体の負担感 ・台風等の自然災害や感染症拡大防止対策に伴う中止
		社会教育助成補助事業	社会教育の振興を図るため、各種社会教育関係団体が実施する事業に対して補助を行い、その活動を支援する。	・8団体に補助金の交付を行う。 ・コロナ禍において各団体が抱える問題を踏まえ、社会教育関係団体を含む市民を対象としたリモート会議活用講習会を開催する。	○実績 ・8団体からの申請及び請求に基づき、概算払いで補助金を交付し、年度末に精算を行った。 ・8団体の現状等についてのヒアリングを実施した。 ・リモート会議活用講習会を実施した。 ○評価 各団体の活動状況や課題等をヒアリングできた。	・8団体に補助金の交付を行う。 ・令和6年度の見直しに向け、補助対象団体と積算基準の策定。	明確な交付団体の対象範囲と積算基準の策定。

令和5年5月30日（火）
資料2
社会教育課

令和５年度
第１回社会教育委員の会議資料

～社会教育助成事業補助金の見直しについて～

令和５年５月３０日
教育部　社会教育課

本日の説明内容

１．前回会議（１／２４）の振り返り

２．対象団体の考え方～基準案～

３．積算基準の考え方

１．前回会議（１／２４）の振り返り

【現状の課題】

・補助金交付の長期化による既得権化

・団体の自立性の阻害

・補助対象経費、積算基準が不明確

・補助の有効性

・他の補助金活用・補助金以外の支援の検討　など

【補助金の考え方】

①必要性　②公平性　③有効性　④公益性　⑤自立性

１．前回会議（１／２４）の振り返り

【対象団体に関する基本的な考え方】

（前提）

・他部門の補助事業との関係を踏まえて、補助対象とする社会教育団体の範囲を決定する。

・社会教育団体への支援のあり方については、補助金交付以外も含めて、幅広く検討する。

（骨子）

◇有効性・公益性

①活動が、構成員の学習的要素にとどまらず、広く市民や地域の参加・参画が図られていること

②事業の効果が、“人づくり”や“地域づくり”に還元されていること

③活動内容が、社会教育法の趣旨、本市の教育行政の目的に合致していること

１．前回会議（１／２４）の振り返り

【委員からの質疑や意見】

◇委員　　◆事務局

◇見直しを図るにあたって、対象となる団体は既存の団体のみか。
新規の可能性もあるのか。

◆基準に該当すれば新規の団体も対象になると考えている。

◇コロナ禍以前の活動ができないという前提で、デジタル分野への交付も検討していくなど、どのような団体・事業に交付するかという点も盛り込んでほしい。

◆まずは、対象団体の範囲を決定したうえで積算基準を決めていくことになる。
どのような活動・経費に重点配分するかについては、積算基準を考えるときの一つの視点になる。

（委員まとめ）骨子案に異論はないので、これをベースに基準案を固めていく。

２．対象団体の考え方～基準案～

	対象団体の範囲	理由
1	（1）構成員のための活動にとどまらず、対外的な事業を行っていること。 （2）市域組織による全市的な活動に加えて、各校区等に単位組織を有し、地域に根差した活動を展開していること	・人づくり、地域づくりの観点から、地域密着の活動を通して、広く市全体に効果が波及している点を重視。 ・社会教育の実践的な繋がりが“共助の基盤”となっている点を踏まえて、「個人の成長」と「地域社会の発展」に重要な意義と役割を持つ点を考慮。
2	（1）主に、青少年を対象にした社会教育活動を展開していること。 （2）学校教育や家庭教育との密接な関連性が認められる活動を展開していること。	・社会教育法（第２条）で定義された対象（青少年、成人）のうち、青少年対象の活動を重視。 ・青少年に対する社会教育の与える効果が大きいことを重視 ・社会教育法（第３条第３項）の理念、教育振興基本計画の基本方針に沿った活動をしている点を考慮。

３．積算基準の考え方

１．基本的な考え方

社会教育の目的を達成するための事業に要する経費

（１）補助対象経費

⇒「事業活動」に対する経費、及び継続的な活動を行うための「組織運営」にかかる経費

（２）補助額

⇒過大な繰越金があるなど、補助金の必要性が低いと判断される場合は、削減を行う。

３．積算基準の考え方

２．積算基準の内容について

（骨子案）

①構成員数や地域団体数をベースとした「組織割」と、実施した社会教育活動をベースとする「活動割」で検討する。（組織割＋活動割）

②他の補助金、補助金以外の支援措置の状況も考慮。

佐市社同協第１号
令和５年４月１１日

社会教育委員　委員長　　様

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会
会　長　　中　島　　和　幸

令和５年度佐賀市社会人権・同和教育推進協議会役員
の推薦について（依頼）

春暖の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。
かねてから、人権・同和教育の推進と当協議会の運営につきまして、格別の御支援、御協力を賜り、深く感謝申し上げます。
つきましては、新年度役員（理事）の改選期になりましたので、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則（別添）により、下記のとおり推薦くださいますようお願い申し上げます。

記

１　推薦していただく役員　：　理事　１名　（社会教育委員代表）

２　提出期限　：別添名簿を令和５年４月２８日（金）までにお願いします。
※期限までに名簿の提出ができないときは、ご連絡ください。

３　提 出 先　：〒８４０－８５０１　佐賀市栄町１番１号
佐賀市　人権・同和政策課 人権啓発係
ＴＥＬ４０－７３６７　内山・副島
ＦＡＸ４０－７３２７

４　その他　　：第１回の理事会を５月中旬に開催予定です。

※参考までに令和４年度の役員名簿を添付します。

佐賀市社会人権・同和教育推進協議会会則

（名　称）

第１条　この会は、佐賀市社会人権・同和教育推進協議会と称する。

（目　的）

第２条　この会は、憲法に定めた基本的人権と民主主義の精神を具現すべく、人権・同和問題の早急な解決を期するための人権・同和教育の拡充と実践につとめ、民主的な社会づくりの推進を図ることを目的とする。

（事　業）

第３条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）人権・同和教育に関する研究と啓発活動

（２）人権・同和教育に関する研修会、講演会の開催

（３）関係諸機関・団体との連絡提携

（４）その他目的達成に必要な事業

（構　成）

第４条　この会は、佐賀市内の社会教育団体及び自治会等の団体並びに社会教育関係者をもって組織する。

（会　議）

第５条　この会の会議は、総会及び理事会とする。

２　総会は、この協議会員（第４条に定める）の代議員をもって構成し毎年１回以上開催して、次のことを議決する。

（１）会則の決定及び変更

（２）役員の選出

（３）事業計画及び予算、決算

（４）その他必要な事項

３　代議員は、各地域の社会人権・同和教育推進協議会より５名、佐賀市ＰＴＡ協議会より１名、単位ＰＴＡより１名とする。

４　理事会は、第７条に定める役員をもって構成し、事業を推進するための具体的事項を審議する。

（招集・議決）

第６条　この会の会議は、会長がこれを招集し、構成員の出席者の過半数をもって議決する。

（役　員）

第７条　この会に次の役員をおき、その任期は一年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により就任したものの任期は、前任者の残任期間とする。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　２名

（３）理　事　　若干名

（４）監　事　　２名

（役員及び顧問の選出）
第８条　会長、副会長、監事は理事会で選出し総会で承認する。
２　理事は、各社会教育関係団体及び自治会等並びに社会教育関係者からそれぞれ選出する。
３　顧問は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

（役員の任務）
第９条　会長は、この会を代表し、会務を掌理する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
３　理事は、事業を推進するための具体的事項を審議する。
４　監事は、業務、会計を監査する。

（事務局）
第１０条　この会の事務局は、佐賀市人権・同和政策・男女参画課におく。
２　事務局に事務局長及び事務局職員若干名をおく。
３　事務局職員は、会長が委嘱し、事務の処理にあたる。

（経　費）
第 11 条　この会の経費は、会費と補助金及びその他の収入をもってあてる。

（会計年度）
第 12 条　この会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（補　則）
第 13 条　この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

（付　則）
1　この会則は、昭和 52 年 7 月 1 日から施行する。
2　この改正会則は、昭和 61 年 6 月 23 日から施行する。
3　この改正会則は、平成元年 6 月 22 日から施行する。
4　この改正会則は、平成 2 年 6 月 22 日から施行する。
5　この改正会則は、平成 3 年 6 月 26 日から施行する。
6　この改正会則は、平成 8 年 6 月 14 日から施行する。
7　この改正会則は、平成 15 年 7 月 23 日から施行する。
8　この改正会則は、平成 18 年 6 月 22 日から施行する。
9　この改正会則は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。
10　この改正会則は、平成 24 年 6 月 20 日から施行する。
11　この改正会則は、平成 30 年 7 月 18 日から施行する。

令和４年度　役員

役　職	氏　　名	職名・所属団体
会　長	中島　和幸	公民館長
副会長	高取　常夫	青少年健全育成連合会
副会長	酒見　紀代子	人権擁護委員
理　事	江頭　弘之	自治会協議会
理　事	石橋　慶次郎	ＰＴＡ協議会
理　事	原口　廣枝	地域婦人連絡協議会
理　事	小石　美貴	社会教育委員
理　事	高津　万亀代	老人クラブ連合会
理　事	江原　新子	子ども会連絡協議会
理　事	眞﨑　武浩	スポーツ協会
監　事	横尾　繁人	公民館長
監　事	羽根　佳子	ＰＴＡ協議会